

会 議 録

審議会等の名称	令和元年第13回教育委員会（定例会）
開催日時	令和元年10月25日（木）14:00～15:00
開催場所	山口市役所別館1階第2会議室
公開・部分公開の区分	部分公開
出席者	藤本教育長、宮原委員、佐々木委員、横山委員、竹内委員、佐藤委員、山本委員
欠席者	
事務局	藤本教育部長、吉村教育部次長、中村教育総務課長、伊藤教育施設管理課長、重枝学校教育課長、佐内社会教育課長、磯部文化財保護課長、藤井中央図書館長、伊藤教育総務課主幹、岡本教育総務課副主幹
付議案件	議 案 （1）教育財産の所管換えについて 報告事項 （1）社会教育委員会議の協議内容について 協議事項 （1）山口市歴史文化基本構想（案）について
	<p>藤本教育長 ただ今より、令和元年第13回教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p> 本日の会議録の署名は佐々木委員さんと竹内委員さんをお願いいたします。</p> <p> 本日は議案1件、報告事項1件、協議事項1件となっています。</p> <p> それではこれらの公開・非公開を確認いたします。</p> <p> 協議第1号につきましては意思形成過程の議論になりますことから非公開としたいと思います。</p> <p> 非公開にすることに賛成される方は挙手をお願いいたします。</p> <p> （全員挙手）</p> <p> それでは、協議第1号については「山口市教育委員会会議規則第9条」に基づき秘密会により審議いたします。本日は審議する順番を公開できるものから始めたいと思います。</p> <p> それでは、議案第1号の「教育財産の所管換えについて」事務局から説明をお願いします。</p> <p> 伊藤教育施設管理課長。</p>
伊藤教育施設管理課長	<p> 議案集①の1ページでございます。</p> <p> これは阿知須中学校学校用地の一部を道路河川管理課に所管換える</p>

ものでございます。

1、名称、山口市立阿知須中学校学校用地の一部。2、所在地、山口市阿知須字沢田849番の一部。3、地目、学校用地。4、面積、370平方メートルのうち7.52平方メートルでございます。

所管換えする理由といたしましては、阿知須中学校の屋内運動場北側に水路及び水路管理道を設置するため、本市の道路や河川を管理しております道路河川管理課に所管換えするものでございます。

続きまして、議案参考資料②の1ページを御覧ください。

図1が見取り図でございます。緑色で囲まれているのが阿知須中学校の敷地でございます。その下にある図2の赤色で示したところが、このたび所管換えをお諮りする地番849でございます。

2ページの図3の黄色で塗られた部分が所管換えをお諮りする部分でございます。

3ページが公図でございます。

4ページの黄色のマーカーで塗られた部分が所管換えをお諮りする場所でございます。

5ページが登記情報、6ページが現地写真でございます。こちらの現地写真でご説明をいたします。

上の写真の右側に写っておりますのが、阿知須中学校屋内運動場でございます。中央のフェンス付近までが、学校用地でございます。中央のフェンスより左側、方位で言うと北側が道路河川管理課所管分の道でございます。赤線でお示ししております。上方にある隣地からの水を適正に下方に流すために、隣地造成に伴い、造成者負担により道路河川管理課と協議の上、道の中に水路が整備されてございます。これが6ページの下の方の2枚の写真で、既に水路が整備されております。

この水路につきましては道路河川管理課が今後も適正に維持管理するため、水路管理道として20から25センチメートルの幅を加えて所有地を約1メートルとしたいこと、および隣地からの水を適性に下流に流すため上側の写真に見られるように東側の端を北側に振って幅1メートル、長さ3メートルの水路区分および管理道部分が必要であることから学校敷地から移管を受けたい旨、道路河川管理課より申し出があったものでございます。

道路河川管理課として水路幅は構造物自体の幅が40センチメートル、両側に30センチメートルずつ管理通路を加えて合計1メートル幅が必要とのことございました。

なお、道路河川管理課においては、赤線で示された道は今後、水路の機能として所有するための水路、いわゆる青線として登記し換えるということをお伺っております。

以上で説明を終わります。

藤本教育長	<p>議案第1号につきましてご意見、質問等はありませんか。 意見がないようでしたら、議案第1号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案のとおり承認いたします。 続きまして、報告事項に移ります。 報告第1号の「社会教育委員会議の協議内容について」事務局より説明をお願いいたします。 佐内社会教育課長。</p>
佐内社会教育課長	<p>報告第1号の「社会教育委員会議の協議内容について」ご報告をいたします。</p> <p>議案集①の2から4ページでございます。</p> <p>去る9月27日、市役所別館において委員13名の御出席の下、今期第4回目となります社会教育委員会議を開催いたしましたところでございます。今期の社会教育委員会議につきましては諮問および答申という形式ではなく、社会教育委員会議でテーマを設定し、研究や協議、検討の結果を取りまとめる提言形式とすることを既に決定しているところでございます。このため提言に向けて取り組むテーマを設定する必要がございますことから、今回の会議では事前に各委員から提出されたテーマとその理由を取りまとめた資料を基に補足意見を後日伺ったところでございます。3ページの中段以降に、各委員からの主な意見の概要を記載しております。生活や意識の変化、地域社会や社会教育の現状などの取り組みたいテーマの背景といった補足的なご意見でございますので、説明については割愛をさせていただきたいと思っております。</p> <p>事前提出された内容を含め、取り上げるテーマの方向性といたしましては、持続可能な地域づくりを進めていくためには担い手の育成・人づくりとともに、人、世代、組織などさまざまな会の繋がりづくりが大切な視点であることから、繋がりを持つためのきっかけや繋がりを持続するためのヒント、コツなどの方法論について事例を交えながら検討することになったものでございます。端的に申しますと、地域社会において「繋がり」あるいは「繋ぐ」ということをテーマにすることで意見が一致したというところでございます。</p> <p>今後は提言に向けた具体的な研究、協議、検討に移行していくこととなります。次回は11月中の開催を予定いたしております。</p> <p>なお、会議当日には民法改正による成年年齢の引き下げにともなう本市成人式のあり方に関しまして、9月24日の市長定例記者会見にて方針を発表いたしましたことも併せて報告をさせていただきます。</p>

	報告第1号につきましては以上でございます。
藤本教育長	報告第1号につきまして、意見やご質問等はございませんか。 山本委員。
山本委員	主な意見については特に説明をしないということで十分ですが、上から3番目のご意見の意味がよく分かりませんでした。こちらについてその意味をお教えいただけますか。
佐内社会教育課長	<p>社会教育法が改正されたことから地域学校協働活動推進委員を設置するといったこともあり、社会教育と学校教育の連携が国の制度上、最近の新たな動きとして出てまいったところでございます。また、地域づくり協議会の設置から約10年が経過している状況でございます。そうした中で、地域づくり協議会の機能にそういった社会教育機能を持たせてみてはどうかという委員さんの発言があったところでございます。</p> <p>また、地域交流センターが現在、地域における社会教育の現場ならびに最前線となっております、委員さんの御認識という部分の中においては、地域においては地域づくり協議会が全てを担うような感覚を持たれております。さらに、社会教育もそこへ取り込む形にして地域づくり協議会が推進すべきではないかという認識を持たれてしまっていたという事情がございます。</p> <p>そういった事情から、先の発言があったということでございます。</p>
藤本教育長	他にございますか。 宮原委員。
宮原委員	委員さん方の御意見の中にもございましたが、上の世代の方が多く、若い世代の委員さんの意見が反映されていないと思います。その若い世代の委員さんの意見をどうやって拾っていくのか。これに関連して世代と世代、組織と組織、人と人が繋がることは重要ですが、日常生活のどの場面において皆様がそれを必要であると感じているのかが共有されているのかどうか分らず、不安でもあり心配です。
佐内社会教育課長	<p>社会教育委員さんの世代が高年齢層にあることが多い状況下で、40代の方がお一人いらっしゃいます。その方のご意見は社会教育委員を意識しての発言であるとは思いますが、「地域においても高齢世代の方の意見が地域の決定事項として通ってしまう」というものでございました。</p> <p>それを受けて、かなり高齢の委員さんからは「各自の思いでいろいろと行ってきたが、若い委員さんの御意見を聞いてハッと気づいた」、「自分たちの意見の押し付けでは駄目で、若い世代の意見も聞きながら活動を進めていかななくてはならない」という反省の弁とも取れる発言がございました。</p> <p>今回の社会教育委員会議ではそういった委員さんのみならず、今後の地域ワーク的な格好で、委員さんが各地域の幅広い世代の委員さんの意見を聞いて会議に持ち寄るといった形を採って、社会教育委員会議の審議</p>

	に反映させていこうと考えております。
宮原委員	ありがとうございます。とても良い認識であると思います。そのような形で進めていただければ、共有できる部分も増えてくると思います。
藤本教育長	その他にございますか。 横山委員。
横山委員	内容の最初の方で「繋がり」、「繋ぐ」といった言葉が多用されました。小郡地区でも「つながる・つなげるプロジェクト」というものを行っていますが、「繋ぐ」、「繋がる」が現在の協働推進のキーワードになっているのでしょうか。それをメインにして地域づくりを行おうという考えになりつつあるのでしょうか。
佐内社会教育課長	主に協働推進課において推進しております、山口市の大きな施策の一つ「協働によるまちづくり」におきましては、当然に世代間、人と人、あるいは人と組織、組織の中のさまざまな部会の繋がりが必要不可欠です。協働推進課としてメインに掲げて行うものとして、人材育成としての担い手づくりを通じてその活動を将来に向けて繋いでいくという取り組みがあり、こちらは数年前から行っているものでございます。ただし、直に組織を繋げていくような取り組みに社会教育が関与していくということはなかなか難しいことは認識しております。 今回の社会教育委員会議におきましては個々の学習を深め、そのきっかけを作る中で将来的に地域を担う方々が育つ、あるいは地域外でも何らかを担う方々が現れることを期待しております。社会教育委員会議ではそのような視点で具体的な繋げ方、繋がり方、事例を検証しながら今後のより良い方針を検討していきたいと考えております。
藤本教育長	その他よろしいですか。 それでは、協議事項に移ります。 協議第1号「山口市歴史文化基本構想（案）について」を事務局から説明をお願いいたします。 磯部文化財保護課長。
磯部文化財保護課長	協議第1号「山口市歴史文化基本構想（案）について」の御説明を申し上げます。 議案集①の5ページ並びに資料③の構想（案）の本体でございます。また、概要版でございます「山口市歴史文化基本構想について」と書かれたA3の資料及び参考資料といたしまして、「策定の経緯について」というA4の紙をただ今、お手元にお配りさせていただいております。 A3の資料で御説明を申し上げます。山口市歴史文化基本構想（案）につきましましては、平成29年度から文化財保護課において策定を進めてきたものでございます。このたび案が出来上がりましたので教育委員の皆様へ御覧いただき、御意見を賜りたく協議を申し上げます。

それでは資料に沿って御説明申し上げます。A3資料の各項目の右側に構想本文の対応ページを示してございますので今後の御参考にしていただければと存じます。

まず「第1章 構想策定の目的と位置づけ」でございます。日本の文化財保護行政は、昭和25年に制定された文化財保護法に基づき、時代や社会状況の変化に応じて改正を繰り返し、整備と拡充を繰り返してまいったところでございます。しかしながら近年、過疎化や少子高齢化に伴う人口減少等を受けて長い歴史の中で伝えられてきた文化財を次世代に継承していくことが困難となっております。また、地域に存在する文化財が地域のアイデンティティーを確保し、地域の魅力づくりや活性化を図る資源として再認識されてきたことから、国においてもこの地域の多様な文化財を保存、活用、継承して、これらを活かした地域づくりに資することが求められるようになっております。以上の動きを受けて、本市でも山口市における文化財保護のマスタープランとなる「歴史文化基本構想」を策定することになったものでございます。

構想策定は平成29年度から3年間の計画で実施いたしております。A4資料の3枚目に付いている「策定の経緯」という参考資料を御覧ください。まず、教育長を会長とする山口市歴史文化基本構想策定協議会とその下部組織である山口市歴史文化基本構想調査委員会によってこの策定作業を進めてまいったところでございます。調査委員会は地域に存在する文化財の調査および構想草案の作成を担当し、親会議である策定協議会の指導、助言を得ながら構想草案の検討を重ねてまいったところでございます。本年9月に調査委員会で作成しました草案をこの上位会議の策定協議会において御承認をいただいたものでございます。

本構想の位置づけでございますが、第2次山口市総合計画並びに第2次教育振興基本計画を上位計画として、関連計画との調整、整合、連携を図りながら策定することといたしており、特に関連性の強い「(仮称)第2次文化の香るまち創造ビジョン」や「大内文化まちづくり推進計画」との調整を密にして現在、策定作業を進めているものでございます。

続いて「第2章 山口市の状況」でございますが、「位置及び交通条件」、「自然環境」、「社会的環境」、「歴史環境」の4つの視点から山口市の現在の状況を記述したものでございます。詳細につきましてはこのたびは省略をさせていただきます。

次の「第3章 山口市の歴史文化資源と歴史文化の特徴」では歴史文化の状況把握を行った上で、山口市の歴史文化の特徴、保存活用の現状と課題について述べております。歴史文化資源の状況は指定文化財が約300件、その他に未指定文化財調査や自治会史等の編纂に伴う調査あるいは今回の悉皆調査により多数の歴史文化資源を抽出することができたところでございます。今回の悉皆調査により抽出できた文化財は約2、

000件に及んでおります。山口市の歴史文化の特徴は全市に跨る特徴と自治会ごとの特徴に分けることができます。全体的な特徴といたしましては豊かな地域資源を活かしたものづくり文化が盛んであること、2番目に陸、川、海の道と交流の遺産が多く残っていること、3番目に各時代に特徴的な神社仏閣などの多彩な建築文化が現代に受け継がれ人々の活動の場となっていること、地域に息づく生活文化や生業が今に受け継がれていることの4つの特徴がございます。

次に「時代的な特徴」として、先史時代より形づくられてきた多彩な地質、地形、自然あるいは銭を造っていた役所である鑄銭所、焼き物づくりなどの古代に展開した手工業、中世に花開き今に息づく大内文化など、概要版にお示ししている先史時代から現在に至るまで8つの特徴を挙げることができます。これらの文化的遺産が連綿と受け継がれてきたことで今の山口市が形づくられているところでございますが、これらの特長を活かした上で今後の保存、活用を推進するとともに、地域に眠る歴史文化資源を把握することで地域のアイデンティティーの掘り起こしをさらに行っていく必要性を改めて認識いたしましたところでございます。

次に2枚目の「第4章 山口市における関連文化財群」でございます。文化財は地域別、個別のものばかりではなく、地域あるいは時代を超えて存在するものがあり、これらを一定のテーマ、ストーリーに沿って抽出したものを「関連文化財群」と呼び、本市ではその設定を行ったところでございます。本構想においては今後の活用を見据えたモデルとして12の関連文化財群を設定しておりますが、さらなる関連文化財群を見出す必要があると考えております。これらの活用により地域間の協力による文化財の活用が促進されることも考えられるところでございます。

「第5章 歴史文化資源の保存・活用に向けて」でございますが、今後の保存、活用における基本理念、基本方針について定めたものでございます。第6章以下で示される保存、管理、活用、整備等を行っていく上での方向性を示すものでございます。

まず「基本理念」でございますが、市内に存在する多様な歴史文化資源を適切に保存活用するためには市民が地元の歴史文化資源の良さを知ることが重要でございます。「知ることによって活用、継承へ繋がる」という観点から、多彩な山口の宝を知り、活かし、未来へ伝えることを設定いたします。この基本理念を実現するためには行政による具体的な施策展開とともに地域および市民等による具体的な取り組みが必要でございます。具体的な取り組みの方向付けをするためのものとして、1番目に「歴史文化資源の把握と価値の共有」、2番目に「歴史文化資源の保存とまちづくりへの活用」、3番目に「歴史文化資源の保存、活用を支える仕組みづくり」の3つの基本方針を固めたところでございます。

「第6章 取り組みと推進体制」でございます。まず、「取り組み」

についてですが、8つの基本方針の実現に向けた具体的な取り組みの展開について述べております。

「基本方針1 歴史文化資源の把握と価値の共有」については主に文化財保護部局が主体となって各地域との協働の下、歴史文化資源の調査を継続するとともに活用に向けて調査成果を発信してまいることとしております。また、子どもたちが地域への理解、愛着を深めるとともに歴史や伝統文化の継承に繋がるよう、学校教育と連携して郷土学習の充実を図ることとしております。

「基本方針2 歴史文化資源の保存とまちづくりへの活用」では歴史文化資源の適切な指定や登録、保存、整備を推進するとともに、文化財の危機管理並びに歴史、文化を活かしたまちづくりを地域と協働して推進してまいることとしております。

「基本方針3 歴史文化資源の保存、活用を支える仕組みづくり」では保存、活用に関わる担い手育成のための事業や地域による保存、活用を支援する事業を展開するなどして、さらに文化資源の保存、活用の支援者ネットワークづくりについても庁内の連携体制の充実強化を図り、様々な関係機関との連携を含めて推進してまいることとしております。

なお、これまでに申しあげました取り組みの推進と進行管理については構想策定後に文化財保護保存活用地域計画を作成して実施に繋げてまいることとしております。この地域計画は事業実施に対し、国の支援を受けるためには必須のものとなっているため緊急性、重要性、実現性、経済性について国家が優先順位を決定し3年を目途に作成いたすものでございます。その間に本事業の推進のためには地域住民との協働が不可欠であることから、地域計画に先行して市独自の取り組みとして歴史文化資源の公開等の条件整備あるいは地域の担い手育成や市民による保存活用の支援、市民ネットワークづくりなどを推進し、地域計画の作成後に本格的な運用に入れるよう取り組んでまいることとしております。

最後に今後のスケジュールといたしまして、11月までに庁内の調整を行った後、12月、1月頃にパブリックコメントにより市民の皆様の御意見を伺い、4月1日には施行する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

藤本教育長

協議第1号につきまして、各委員からご意見を申し上げます。
竹内委員。

竹内委員

大変立派な構想が出来上がっており、私からは気付き程度のことしか申し上げられないのですが、19ページの中ほどにある棒グラフについてです。

平成32年、平成37年、平成42年という表現が気になりました。既に元号が令和に変わっているのです。

それと、70ページの「黎明期における先人の暮らし」のところに遺

	<p>跡や古墳が掲載されていますが、その中に美濃ヶ浜遺跡と地福にある突抜遺跡の記載がありません。</p> <p>131 ページにある B17 の小鯖の奥入瀬溪谷には是非とも出掛けてみたいと思います。</p>
磯部文化財 保護課長	<p>全ての遺跡を掲載することは難しいのですが、代表的なものを掲載し、できる限り記載漏れがないようにしてまいりたいと存じます。</p>
宮原委員	<p>104 ページの「文化財の体系図」についての質問です。「指定文化財」と「登録文化財」の違いの定義がよく分かりません。さらに、この体系図の中には「登録文化財」という言葉はなく、「登録記念物」とあります。</p>
磯部文化財 保護課長	<p>現在の国における指定制度では「指定文化財」が一番重点的に守られているものでございます。「登録記念物」はその指定の予備軍といった位置にあり、一定の要件を満たし、かつ地方から推薦を受けた文化財で国の文化財原簿に登録予定となるものでございます。比較的緩い要件下の保護制度でラベルを貼っているという程度のものが「登録記念物」であるというふうに考えていただければと存じます。分かりやすい注釈を入れてまいりたいと考えております。</p>
宮原委員	<p>「指定」か「登録」のどちらかに定まることで、保護の方法や活用の仕方も変化してくることになりますか。</p>
磯部文化財 保護課長	<p>「指定文化財」というのは原状回復の要件が非常に厳しく、多くの制限がございます。</p> <p>「登録文化財」というのは活用を見据えたものになるため、外見があまり変わらなければ中身の形が多少変化しても構わず、その活用を積極的に促すものでございます。逆に言うと「指定文化財」はそれだけの厳しい縛りが掛かる以上、修理等には国の補助も出ますが、「登録文化財」に対しては、ほとんど補助はございません。</p>
宮原委員	<p>いろいろと活用の可能性はあるということになりますか。</p>
磯部文化財 保護課長	<p>はい。そういうことでございます。</p>
宮原委員	<p>感想になりますが、大きな一冊の資料になったというのはすごいなと思いました。気候、地質、条件、状況、産業等の歴史に関わるあらゆる事項が詳細に網羅されているので、興味深い内容です。市の歴史や生活を含めた全ての文化が網羅されているため、入門書のように見やすいと思います。山口市の歴史に関わる詳細な記述は多方面で拝見しますが、内容が難しいあるいは断片的であることが多いです。歴史の中でも大きな転換点や政治的見解のみに焦点を絞られると分かりにくいのですが、歴史的な流れの中でいろいろなものが取り上げられているという点では大変、興味深いと思いました。</p>

	<p>さらに「課題」のところに記載されている「民俗的な文化財が少ない、偏りがある」という点については民俗的なもの、つまり庶民にとって親しみやすいものが増えて歴史的なものとして取り上げられれば、子どもたちや地域の方々にも歴史的な文化財が今の自分たちに繋がるものとしてもっと実感できるのではないかと思いました。しっかりと調査をされたことで、これだけ多くの遺跡、史跡、文化財が自分たちの地域にあるということに私も気づき、竹内委員さんがおっしゃったようにいろいろと出掛けてみたいところがたくさん出てきました。ありがとうございました。</p>
藤本教育長	<p>その他にございますか。 佐藤委員。</p>
佐藤委員	<p>「この遺跡等に出掛けよう」と思った場合に、私も山口市に長く住んでおらず、例えば阿東地区については詳しくありません。地図と地図の関係と申しますか、全体図と詳細の地図が記載されているページで、例えば124ページと125ページはどう繋がるのでしょうか。よく見ると125ページの下部に地福が続くのだろうということが分かりますが、市の広域図が書かれているページが1枚あれば丁寧だと思います。</p>
磯部文化財 保護課長	<p>このページはワークショップを行ったときのものです、各地域に分けて記載しておりますが、御指摘いただいた点について、分かりやすく標記してまいりたいと考えております。</p>
藤本教育長	<p>その他にございますか。 佐々木委員。</p>
佐々木委員	<p>文化財群の内容や名称で、例えば関連文化財群で48ページの「(1) 多彩な地質・地形と造形美」とありますが、この名称そのものは定まった名称として文化財群が名付けられているという理解をしてよろしいでしょうか。このたびの構想においてそのような名称にただで、定まった名称というわけではないのでしょうか。</p> <p>なぜこのような質問をするのかと申しますと、「構成要素」という表現が出てきて、それを構成する要素として「こういったことである」というときに、例えば63ページにあるような「県都山口」という表現は一般的には山口市のいろいろな要素を含むという解釈に一般的にはなると思います。文化財の名称という観点において「県都山口」という名称を用いたときに「主な構成要素はこういったものになる」という構造を理解すべきなのかどうかということ伺います。</p>
磯部文化財 保護課長	<p>この関連文化財群というのは、先ほどの説明で申し上げましたように、ある一定のテーマに沿って文化財を抽出し、それを一つの活用に役立てようとするものでございます。そういった考えの下に設定しております、48ページの「(1) 多彩な地質・地形と造形美」においては、必ずこういった名前ではなくてはならないというわけではなく、このテーマ</p>

	<p>で括った場合には長門峡、その他様々な地形、徳佐において認められる昔の湖の跡等が括れるという一例になるものでございます。</p> <p>もう少し小さなテーマで括りますと、例えば徳地で有名な石風呂を括るテーマとなれば、「瀬戸内にも点在している」あるいは「仁保にも点在している」といったテーマが妥当でございます。文化財としての石風呂の文化が具体的に分かるためのテーマを設定して括ることで、実際に見学に足を運ぶという活用面を配慮したものであるとお考えいただければと存じます。</p> <p>したがいまして、今回はこの12個を設定しておりますが、もっといろいろな切り口からの関連文化財群を、今後はそれぞれの地域で見出していただければと存じます。そのための呼び水のようなものと考えていただければと存じます。</p>
佐々木委員	<p>ありがとうございました。大変立派なものが出来ていると思います。全ての関連する構成要素が入るわけではないので、いろいろなものが今後に加わることもあるでしょう。竹内委員さんのご質問にもあったように、これが完成形ではないと思います。</p> <p>関連してですが、「概要」と「ストーリー」という箇所があって、「ストーリー」そのものは読み物として歴史的経緯が分かりやすいですが、1～2行に相当する文章を「概要」という言葉にしてしまうと、しっくり来ないような気がしています。</p> <p>それから「ア」、「イ」と書かれていますが、「ストーリー」という言葉もカタカナ記載であるため「イ ストーリー」と並列記載すると目立ってしまうという印象を持ちました。以上です。</p>
磯部文化財保護課長	<p>「概要」や「ア」、「イ」の部分については、その表記方法について再検討してまいりたいと考えております。</p>
藤本教育長	<p>その他よろしいですか。 山本委員。</p>
山本委員	<p>この壮大な計画には頭が下がります。委員の皆様には敬意を評したいです。</p> <p>その中で2ページにある「歴史文化資源」という言葉ですが、これは敢えて定義づけをして「こういうものを歴史文化資源と呼ぶこととします」と定義されておられますが、その言葉はなかなか出てきません。先ほど問題提起された45ページになって「歴史文化資源」という言葉が出てまいります。</p> <p>この「歴史文化資源」という言葉がゆえに、たくさんある文化財の視点から見て具体的にまとめる方法が45ページの「文化財群」になると思います。なぜそのようなことをしなくてはならないのかと考えましたら、そこから先の後半部分で、「文化資源」という言葉を単なる「文化財」という言葉ではなく、「資源」という言葉を用いることで、ベクト</p>

	<p>ル、つまり方向性と勢いを有する「文化財」にさせるという意味で「歴史文化資源」という言葉を使った。非常に価値と重みのある山口市ならではの言葉を生み出したと思っています。</p> <p>そういうことを基にしながら後半の5、6章の辺りで、この「資源」をどのように活かしていくのかというまとまりで構成されると思っています。こういった見方をするとということで市民の皆様にはしっかりと理解をしていただける。そういう目で「山口市がそのような進め方をしているのか」ということを市民にご理解いただくことが大事であると思いました。</p> <p>また、この資料はどの辺りに配布するのかということについてお聞きしたいと思います。</p>
磯部文化財保護課長	<p>配布先については、全戸というわけにはまいりませんので、まずは各地域交流センターと学校、行政機関等に配ることを考えております。</p>
山本委員	<p>こういった資料と申しますか、構想が世の中にはたくさんあって、私がこれまで仕事をしてきて最初に出会ったのは、牛見さんが県の教育長になられたときに、「夢と智恵を育む」という教育構想を冊子にされたものでした。その際に指導主事を呼ばれて、「今からの時代はこういったまとめ方をしないと予算取りができない。作成するには労力を要するが、具体的に実践すれば将来を見据えて財務に働きかけができる。そういう意味ではこれは大事なものである。」というお話をされたことがあって納得しました。それからずっと、いろいろな構想が出来上がりました。</p> <p>こういった具体的な資料があるかないかで予算取りの方法が絶対的に違ってきます。しかし、気をつけなければならないのは単なる予算取りの手法にならないようにするという事です。是非とも市政の中で、市民の皆様が文化財に興味を持って、自分の生き方のみならず、まちづくりにも寄与できる動きをつくっていただければありがたいと感じました。</p>
磯部文化財保護課長	<p>ありがとうございます。意図を汲んでいただきましてホッとしております。</p> <p>この資料を作った目的は「文化財をただ守りましょう」というだけではなく、地域の皆様に地域の歴史あるいは文化に興味を持っていただき、そこに誇りを持っていただくこととございます。さらに、それらを自分たちが住むまちづくりに積極的に活かしていただきたいということとございます。そのような想いが構想に結びついて出来上がってきております。</p> <p>したがって、今後は地域計画の策定と並行して、地域の方々がこれを活かすための人材育成等の支援を行ってまいりたいと考えております。これは、すぐにでも始めたいと考えているところでございます。</p>

なお、本日の御発言の他、お気づきの点などが出てまいりましたら、今月末を目途に文化財保護課まで、お知らせいただけましたら幸いです。

藤本教育長

その他、御意見はございませんか。
ないようでしたら、本日の付議案件については終了いたします。
次回の定例会は、こちらの第2会議室で11月22日金曜日の午後2時からの開催予定でございます。
以上をもちまして、令和元年第13回教育委員会定例会を閉会いたします。

署名	<p>上記のとおり相違ありません。 令和元年10月25日</p> <p>教育長 _____</p> <p>署名者 _____</p> <p>署名者 _____</p> <p>会議録調製 _____</p>
----	--